

監査の結果により講じた措置について

- 1 監査対象部局
くらし安心部
- 2 監査実施日
令和7年1月29日（水）
- 3 監査結果の通知日
令和7年2月27日（木）
- 4 監査の実施期間
令和7年1月6日（月）から同年2月20日（木）まで
- 5 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和7年4月3日（木）
- 6 監査の結果及び講じた措置の内容

【防災課】

監査の結果	措置状況
<p>担当課においては、引き続き受注者の損害額の証明に努めることを求めるとともに、次の2点に関しては、事務処理が適切であったとは言えないため、職員に対する再教育及び再発防止の徹底を求める。また、行政事務の基本である文書主義の原則に基づかない処理が行われているため、コンプライアンス推進委員会における対応を求める。</p> <p>ア 総合防災訓練の中止によって会場設営委託業務契約の目的が消失したことから、契約書の約款第34条第1項及び同約款第1条第5項に基づき、契約の解除を書面により行い、受注者に損害が発生した場合には、同約款第34</p>	<p>総合防災訓練中止の決定が開催日直前となったため、契約書の約款第12条に基づき、受注者と協議による合意で委託料として支払う事務処理としました。</p> <p>災害時の緊急対応業務を優先したため、決定に至るまでの経過等に関する書類の作成を失念したものであり、その結果、適正な事務処理が行われたか疑義を生じさせることになりました。</p> <p>事後処理となりますが、決定に至るまでの経過等を作成し、すでに監査事務局には提出しています。</p> <p>今後は、文書主義の原則に基づく事務処理を適切に行うため、職</p>

<p>条第2項に基づき、賠償金として支出しなければならなかったが、原契約を維持したまま委託料として支出していたこと。</p> <p>イ 契約の解除に伴う受注者の損害額が契約額と同額であることを認めるに当たり、十分な調査や資料の提出要請を行っていなかったことに加え、意思決定の起案も作成せず、受注者との口頭での協議によりこれを認めて支出していたこと。</p>	<p>員に対し、研修等を行い、再教育及び再発防止に努めます。</p> <p>なお、この内容は、コンプライアンス主管課に報告します。</p>
--	---